

大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム（中央・船場徴収班）設置要綱

制 定 平成 25 年 10 月 1 日

（設置）

第 1 条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、効率的な滞納事案の処理促進を図るため、府・市の法人関係税に係る重複滞納事案について、合同で滞納整理を実施することとし、「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム（中央・船場徴収班）」（以下「合同チーム」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 合同チームは、中央府税事務所及び船場法人市税事務所の担当者をもって組織する。

（取扱業務）

第 3 条 合同チームは、府・市の法人関係税に係る重複滞納事案のうち、相互の情報交換等により効率的に整理促進が行える事案を取り扱う。

2 事案の選定にあたっては、府と市が協議のうえ、別に定めるものとする。

（会議）

第 4 条 合同チームは、必要に応じ対策会議を開催し、取組事案ごとに処理方針等を決定する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。